

条件付契約基準価格制度の改正について

建設工事の品質確保と適正な契約履行のため、平成 21 年 6 月から導入している「伊勢市条件付契約基準価格制度」について、「伊勢市条件付契約基準価格制度実施要領」の内容を一部改正しました。令和 8 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事から適用する改正後の条件付契約基準価格制度は以下のとおりです。

1 条件付契約基準価格

予定価格の 85%の額（千円未満切捨て）

2 契約の条件

入札の結果、条件付契約基準価格未満で落札者となった者は、通常の場合に加えて、次の条件により契約を締結しなければなりません。（対象となる建設工事には、その旨を入札公告に記載します。）

- (1) 当該工事の施行期間中、主任（監理）技術者及び現場代理人とは別に当該工事の主任技術者となり得る資格を有する専任の担当技術者（以下「担当技術者」という。）1 人を定め、当該工事現場に配置すること。

なお、工期途中での担当技術者の変更は、原則認めません。

（配置される担当技術者は、当該建設業者との間に直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係がある者でなければなりません。）

- (2) 税込予定価格が 4,500 万円以上の工事については、主任（監理）技術者と現場代理人の兼任は認めません。

- (3) 税込予定価格が 500 万円以上の契約保証金の納付が必要な工事については、契約金額の 30%以上の額の契約保証金を納付すること。

【具体的手続き】

- ① 条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者は、事後審査資料として「配置予定技術者届」に担当技術者名及び資格名称等を記載して提出する。（※税込予定価格 4,500 万円以上の工事については、主任技術者・現場代理人・担当技術者は全て別の者を記載すること。）

※配置予定技術者届の添付書類として、他の技術者と同様に担当技術者と同様に担当技術者の資格証等及び雇用を証明する書類を提出すること。市内本店業者及び準市内業者にあつては、伊勢市の技術職員等名簿に未登録の技術者を配置する場合のみ、資格証等及び雇用の証

明を証明する書類を提出すること。

- ② 契約保証金の納付が必要な工事で、開札の結果、条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者は、あらかじめ関係機関等に照会するなど必要な確認を行ったうえで、速やかに契約保証金の納付方法等に関する確認書を市に提出する。
- ③ 市は、落札候補者となった者について、提出された書類に基づき、通常の主任(監理)技術者及び現場代理人に加え担当技術者の配置並びに契約保証金(契約金額の30%以上)の納付の適否について審査する。
- ④ 審査の結果、全て適当と判断された場合、その落札候補者を落札者とする。
- ⑤ 審査の結果、契約の条件のいずれかが不可と判断された場合(担当技術者の配置が不可と判断された場合、配置予定技術者届に担当技術者の記載がない場合、契約保証金(契約金額の30%以上)の納付が困難と判断された場合等)は、その者は落札者とはならず、次順位の者が落札候補者となる。
- ⑥ 落札決定後に契約保証金(契約金額の30%以上)の納付が困難であることが判明した場合は、当該落札者の落札を取り消し、次順位の者を落札候補者として、同様に審査を行い落札者を決定する。

3 落札取消となった場合の措置

契約保証金の納付が困難なことにより落札取消となった者については、落札取消を決定した日の翌日から15日の間に入札公告する建設工事の入札への参加を認めないこととします。

4 条件が満たされていない場合の措置等

- (1) 契約締結後において、上記契約の条件が満たされていない(主任(監理)技術者、現場代理人及び担当技術者が適正に配置されていない。)と判断された場合には、書面により注意します。
- (2) その後においても改善がなされない場合は、「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」に基づいた措置を講じることとします。

☆ 技術者等配置例

① 予定価格 600 万円の工事で、504 万円 (84%) で入札し、落札者となった場合

・・・ 担当技術者は、主任技術者・現場代理人と兼務不可

パターン1

Aさんが主任技術者
Bさんが現場代理人(常駐)
Cさんが担当技術者(専任)

パターン2

Aさんが主任技術者と現場代理人を兼務(常駐)
Bさんが担当技術者(専任)

技術者が2人以上必要

② 予定価格 5,000 万円の工事で、4,200 万円 (84%) で入札し、落札者となった場合

・・・ 予定価格が4,500万円以上なので、

担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可

パターン1

Aさんが主任技術者
Bさんが現場代理人(常駐)
Cさんが担当技術者(専任)

必ず技術者が3人必要

③ 予定価格 6,000 万円の土木工事で、5,040 万円 (84%) で入札し、落札者となった場合

・・・ 予定価格が4,500万円以上なので、

担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可

※請負金額が4,500万円以上となることから、建設業法の規定により、主任技術者も専任が必要となります。

パターン1

Aさんが主任技術者(専任)
Bさんが現場代理人(常駐)
Cさんが担当技術者(専任)

必ず技術者が3人必要

◇ 上記のいずれの場合も、予定価格が500万円以上なので、契約金額の30%以上の契約保証金の納付が必要となります。

☆「専任の担当技術者」とは、

- 工事現場に専任の技術者です。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設現場に係る職務にのみに従事していることを意味します。

※ 専任ですので、他の工事との兼務はできません。

※ 専任ですので、営業所専任技術者を配置することはできません。

- 当該工事の主任技術者になり得る資格を有していなければなりません。

「主任技術者になり得る資格」については、工事ごとに業種、金額 等により異なりますので、「建設工事の配置技術者の取り扱いについて」及び「入札公告」において確認してください。

※ 主任技術者になり得る資格とは、当該業種の国家資格保有者、当該業種で10年以上の実務経験を有する者 等です。

※ 入札公告において主任技術者に必要な資格を別途求める場合には、当該資格も有している必要があります。

☆「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」

別表第1 第4号

措置基準	措置期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上6か月以内